

入札心得

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書(案)又は委託契約書(案)、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(工事費の積算基準の公表)

第2条 公表の対象とする図書の範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 積算要綱、積算要領等
- (2) 標準歩掛り
- (3) 建設機械経費算定の標準的な基準
- (4) 間接工事算定のための乗率の標準的な基準

(入札保証金の納付)

第3条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約書を町長に提出して確認を得たとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めたとき。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

- 2 入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

- 3 入札書は、書留郵便で差し出すことができる。この場合において、1 件の入札ごとに封緘し、封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。
- 4 前項の入札書が所定の入札日時までに到着しないときは、当該入札はなかったものとする。
- 5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状（様式第 1 号）を町長に提出して確認を受けなければならない。
- 6 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- 7 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

（公正な入札の確保）

第 5 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の辞退）

第 6 条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第 2 号）を直接持参し、又は郵送して行う。ただし、郵送による場合は、入札日の前日までに到着するものに限る。

- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の取りやめ等）

第 7 条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、町長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（工事費内訳書の提出）

第8条 建設工事の入札において、入札参加者は別に定める工事費内訳書を町長に提出しなければならない。

2 一度提出された工事費内訳書は、書換え、引換え、撤回することはできない。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書

(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

(5) 記名、押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 2通以上封緘し、又は封筒の表記と件名等を誤って、書留郵便で差し出した入札書

(8) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札価格が一致しない入札書（ただし、積算価格の1万円未満の端数を切捨てされた入札価格が記載された入札書は有効とする）

(9) 建設工事の入札に際し、工事費内訳書を提出しない入札書及び未記入など不備がある工事費内訳書を提出したものが入札した入札書

(10) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第10条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行う。ただし、直ちに再度の入札を行うことができないときは、予算執行者が指定する日時において再度の入札を行うことができる。

2 再度の入札は1回を限度とする。

3 再度の入札により落札者がいないときは、予算執行者が特に必要と認める場合を除き、最低金額の入札者と随意契約のための見積りに移行しないものとする。この場合においては、当該入札は不調とする。

(随意契約等)

第12条 競争入札から随意契約に移行した場合の見積りは、2回とする。

- 2 前項の見積りは、見積書(様式第3号)により行う。この場合において、第4条第1項、第2項、第7項の規定を準用する。
- 3 第1項の見積りをしていなお落札者がなかった場合は、設計変更又は指名替えのうえ入札を行う。この場合において、坂城町建設工事等入札制度合理化対策要綱(平成20年坂城町告示第16号)第12に規定する等級別発注標準にかかわらず上位等級者を指名することができる。

(落札者及び落札価格の決定)

第13条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
 - (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - (3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。
- 2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、町長の行う調査に協力しなければならない。
 - 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
 - 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない町職員にくじを引かせるものとする。
 - 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
 - 6 随意契約に移行した場合において、見積りの結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もった者を契約の相手方となるべき者と決定するものとする。この場合において、決定金額は見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）とする。

（契約保証金の納付）

第14条 落札者は、契約の締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 契約金額が50万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと町長が認めたとき。

(2) 契約金額が50万円以上500万円未満の工事で、契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと町長が認めたとき。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、町長は、保証金額の増額を請求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

4 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

5 第1項の規定により、契約人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 この条の規定は、金銭的保証を求める場合に適用する。

第 15 条 落札者は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の 10 分の 3 に達するまで、町長は、保証金額の増額を請求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

4 この条の規定は、役務的保証を求める場合に適用する。

（契約の締結）

第 16 条 落札者は、落札決定後 5 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が 5 千万円以上の工事については、仮契約とする。

2 前項ただし書の工事については、議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

3 落札者は、契約の締結に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を町長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと町長が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は、契約人の負担とする。

（工事等の着手）

第 17 条 契約人は、契約（本契約）締結後 10 日以内に、工事等に着手しなければならない。

（技術者の配置等）

第 18 条 契約人は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する技術者を配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で町長に報告しなければならない。

附 則

この心得は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 2 日改正）

この心得は、令和元年 10 月 1 日から施行する。